

看護師の裁量と責任



話題提供者

平林 勝政 氏

(國學院大學名誉教授)

1968年東京教育大学文学部社会科学科法律政治専攻卒業、
1974年東京都立大学大学院社会科学科博士課程単位取得満期退学。國學院大學法学部教授、國學院大學副学長、および同法科大学院長を歴任。その後、國學院大學名誉教授(現職)。

全国訪問看護事業協会理事、厚生労働省「新たな看護のあり方に関する検討会」委員などを務める。主な著書に『医療過誤判例百選・第二版』(共編著／有斐閣・1996)、『医行為をめぐる法制度論的問題状況』(年報医事法学19号・2004)、『「特定看護師(仮称)」から「特定行為に係る看護師の研修制度」へ 法制化の評価とその問題点』(看護管理第27巻1号・2017)など多数。

看護師は、「診療の補助」については医師の指示のもと、「療養上の世話」については看護師の裁量において、患者に最も適切な看護行為を看護師の責任として実施しています。しかしながら、特定行為の実施など看護師の役割が拡大しているため、改めて看護師の裁量と責任について法的な視点から考える必要があるのではないのでしょうか。

今回の研究会では、医事法学の第一人者である平林勝政先生をお招きし、看護師の裁量と責任についてご講演いただきます。皆様の参加をお待ちしております。

日時

2017年 6月10日 (土)

13時30分～16時

会場

東北大学 星陵会館
大会議室

参加費

300円 (資料代として)

※当日参加も可能ですが、準備の都合上、事前に下記メールアドレスまで、ご連絡いただけますと幸いです。

問い合わせ

東北大学大学院医学系研究科看護管理学分野

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町2-1

Mail : kangokanri@nem.med.tohoku.ac.jp

(東北大学看護管理学会事務局)

